

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令 要綱

一 大気汚染防止法第二条第十三項の水銀排出施設の範囲を定めること。  
(第三条の五関係)

二 水銀排出施設を設置している者に係る報告及び検査に関する事項を定めること。

(第十二条第十項関係)

三 水銀等の排出の規制に係る市長への事務の委任に関する事項を定めること。  
(第十三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施

行すること。  
(附則関係)